

青梅市告示第 1 4 5 号

軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 および青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）第 1 8 条の規定にもとづき公示送達する。

なお、送達すべき書類は、市民部課税課に保管しており、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

青梅市長 大勢待 利 明

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称
令和 8 年度軽自動車税納税通知書	平井 秀樹
	山谷 空
	VO NHU QUYNH
	須崎 智
	上野 智也
	吉沼 良輔
	中村 結実

以 上